

夜間金庫規定

第1条 (利用目的)

この夜間金庫は、当店における本人名義の当座勘定、普通預金、その他の預金への入金するため窓口営業時間外に利用してください。

第2条 (利用方法)

1. この夜間金庫を利用するときは、現金のほか預金に受入れることのできる証券類（以下「証券類」という）を当金庫所定の入金票、必要に応じ通帳等とともに当金庫所定の入金袋（鞆）（以下「入金袋」という）に入れ、その入金袋用錠前を施錠のうえ、夜間金庫に投入してください。なお、入金票には、氏名、口座番号、入金額、その他必要事項を記入してください。
2. 入金袋は、必ず1個ずつ投入し、もう一度投入口扉を開いて入金袋（鞆）が下に落ちていることを確認してください。その後、夜間金庫の投入口扉が閉じたことを確認のうえ、利用記録票を受け取ってください。

第3条 (預金への受入処理)

1. この夜間金庫に投入された入金袋内の現金・証券類は、次の窓口営業時間開始後、当金庫所定の手続により確認のうえ指定の預金口座に受入れますので、遅滞なく受入金額を確認してください。
2. 前項の取扱いにあたり、入金票に記載された金額が当金庫で確認した現金・証券類の金額と相違している場合には、預金への受入金額は当金庫で確認した金額によるものとします。この処理をしたうへは、当金庫はその責任を負いません。

第4条 (入金袋等の返却)

入金袋ならびに通帳等は当金庫の受入手続終了後返却しますので、窓口営業時間中に来店のうえ受け取ってください。

第5条 (鍵の保管等)

1. 投入口鍵は本人が保管し、その鍵を使用して夜間金庫投入口扉の開閉を行ってください。
2. 入金袋用錠前の鍵正副2個のうち、正鍵は本人が、副鍵は当金庫が保管し、入金袋の開閉に使用します。

第6条 (鍵、入金袋の喪失・毀損)

投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵を失ったとき、または毀損したときは、直ちに書面によって当店に届出てください。なお、この場合、修理費、再製費または錠前等の取替えに要する費用を負担してください。

第7条 (損害の負担等)

この夜間金庫の利用にあたり、災害・事変その他の不可抗力による損害、投入口扉の不完全な閉扉、入金袋の不完全な施錠、その他当金庫の責めにやらない事由により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この夜間金庫について第1条に定める目的によらない利用が行われ損害が生じても、当金庫は責任を負いません。

第8条 (反社会的勢力との取引拒絶)

この夜間金庫は、第9条第2項第1号、第2号AからFおよび第3号AからFのいずれにも該当しない場合に使用することができ、第9条第2項第1号、第2号AからFまたは第3号AからFの一にでも該当する場合には、当金庫はこの夜間金庫の使用申込をおことわりするものとします。

第9条 (解約等)

この契約は、本人の申し出または当金庫の都合によりいつでも一時中止または解約することができます。この場合には、投入口鍵、入金袋、入金袋用錠前、および入金袋正鍵を直ちに当店へ返却してください。

- (2) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの夜間金庫の利用を停止し、または利用者に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。この場合、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第1項と同様の手続を行ってください。

①利用者が夜間金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②利用者が、次のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団
- B. 暴力団員
- C. 暴力団準構成員
- D. 暴力団関係企業
- E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

F. その他前各号に準ずる者

③利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 取引に関して、詐欺的手法を用いる行為
- E. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- F. その他前各号に準ずる行為

第10条（譲渡・転貸等の禁止）

この夜間金庫の利用権は譲渡・転貸または質入れすることはできません。なお、投入口鍵、入金袋および入金袋正鍵についても同様とします。

第11条（利用料）

- (1) 夜間金庫の利用料は、当金庫の定めるところに従い1年分を前払いするものとし、毎年4月の当金庫所定の日に、借主が指定した預金口座から当座勘定規定、普通預金規定にもとづく小切手の振出、普通預金通帳の提出並びに普通預金払戻請求書の発行などによらず当金庫所定の方法で引落しのうえ利用料に充当します。尚、当初契約期間の利用料は、契約時に契約日の属する月を1ヶ月としてその月から月割計算により支払ってください。また、利用料に係る計算書の発行は原則として行いません。発行を希望されるお客様は、お取引店の窓口までお申し出ください。
- (2) 利用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の利用料は変更日以降最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの利用料を月割計算により返戻します。
- (4) 入金袋（鞆）、入金帳に係る利用料は都度払いとします。但し、追加的に臨時貸与した入金袋（鞆）について利用料は徴収しません。

第12条（規定の準用）

この規定に定めのない事項については、当金庫当座勘定規定、普通預金規定等の該当する預金規定により取扱います。

第13条（規定の変更等）

- 1. この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページその他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- 2. 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上

但馬信用金庫
(2024.04)